

亀山市立白川小学校 学校運営協議会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、「亀山市学校運営協議会規則」(亀山市教育委員会規則第1号)第14条に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 亀山市立白川小学校学校運営協議会(以下「協議会」)は、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営への積極的な参画、支援及び協力をする 것을促進し、その意向を学校運営に適切に反映させることにより、教職員とともに保護者や地域住民に開かれた信頼される学校づくりを推進することを目的とする。

(審議及び承認事項)

第3条 協議会は、本会の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について審議し承認を得るものとする。

- (1) 学校の経営計画に関すること
- (2) 学校の教育課程の編成に関すること
- (3) 学校の予算の編成に関すること
- (4) その他、協議会が必要と認める事項

(運営状況の評価及び情報提供)

第4条 協議会は、学校の運営状況について評価を行い、協議の結果に関する情報の提供に努めるものとする。

(協議会の委員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって、15人以内の委員で組織する。

- (1) 本校の保護者代表
- (2) 本校区の地域住民代表
- (3) 本校の運営に資する活動を行う者
- (4) 本校の校長
- (5) 本校の教職員代表
- (6) その他、教育委員会が必要と認める者

2 校長は、委員の委嘱及び任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。

(委員の服務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、本校の校長である委員が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議等)

第9条 協議会の会議は、会長が校長と協議のうえ招集し、議長となる。

(役員会)

第10条 協議会に役員会を置く。

2 役員会の構成は、会長、副会長、校長で構成し、協議会に付議する事項等についての審議等を必要に応じ行う。

(専門部会)

第11条 協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第12条 協議会の事務局は学校に設置する。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が校長と協議のうえ定める。

附則 この会則は、平成30年4月1日より施行する。